

* * * 子ども就学支援給付金制度のお知らせ * * *

1 子ども就学支援給付金制度について

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、生活が苦しく学校納付金等が払えないなど、経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など学校にかかる費用の一部(就学援助と同等の額)を支給する制度です。

就学援助制度においては、前年の収入により審査をしていますが、子ども就学支援給付金制度においては、前年の収入ではなく令和3年の収入状況(R3年1月～R4年3月の間で連続する3か月の収入額の平均を年次換算して得た金額)で審査を行います。

申請を希望される方は申請書を送付しますので学事課までお問い合わせください。また、甲府市HPからダウンロードすることもできます。

なお、すでに就学援助制度の認定を受けている世帯は対象外になります。

2 給付金の対象となる方

①～⑤のいずれかに当てはまる方で、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活困窮^(※1)していると認められる方

- | | |
|------------------------------------|--|
| ①新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った | ④新型コロナウイルス感染症の影響で自営業(事業)の業績が悪化し、収入が落ちた |
| ②新型コロナウイルス感染症の影響で廃業した | ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮している |
| ③新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先の業績が悪化し、収入が落ちた | |

※いずれの場合も、住宅ローン・借金等債務の返済、習い事・学習塾等への出費については生活困窮として認められません

(※1)生活困窮とする収入のめやす(3か月間)	家族構成	大人1人 小学生1人	大人1人 小学生2人	大人1人 中学生1人 小学生1人	大人2人 小学生1人	大人2人 小学生2人	大人2人 中学生1人 小学生1人
	収入めやす (同居する全員の合計)	約60万円	約75万円	約80万円	約72.5万円	約87.5万円	約92.5万円
※ <u>収入目安は3か月分の収入になります(年間収入ではありません)。</u>							
※ 世帯分離していても、同じ住所に住んでいる場合は、その方の収入も含めます							
※ 単身赴任中または別居の保護者の収入を含めます							
※ 家族構成や生活・資産の保有状況によっては、収入がめやす以下であっても対象とならない場合があります							

3 給付金の内容

- ①学用品費 ②校外活動費 ③入学準備費 ④修学旅行費 ⑤給食費^(※1) ⑥医療費^(※2)

(※1)アレルギー疾患等で学校給食の提供を受けていない方も受給できる場合があります

(※2)学校の検診で治療指導を受けた疾病(う歯・トラコーマ・結膜炎など)の治療費に限ります

4 申し込み方法 提出書類を期限までに提出してください

(1) 提出書類

- ・子ども就学支援給付金申請書
- ・添付書類(同居人全員分)

※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、および別居の保護者の記載・添付が必要です

収入の状況	添付する書類(※コピー可)	注意事項
自営業など事業所得がある方	R3年1月～R4年3月の間で連続する3か月の帳簿、売上明細、通帳の写し等収入が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>所得(課税)証明書は添付できません</u> ● <u>添付書類にマイナンバー(個人番号)の記載がある場合は、番号が見えないよう黒塗りするなどして提出してください</u> ● <u>税の申告をしていない方は認定できませんので、必ず申告を済ませておいてください</u> ● <u>申請内容によって、そのほか書類等を追加で提出していただく場合があります</u>
給与収入がある方(パート・アルバイト含む)	R3年1月～R4年3月の間で連続する3か月の給与明細書	
失業した方	雇用保険受給資格者証	
遺族年金または障害年金があった方	受給資格者証の写し	
廃業した方	廃業届出書の写し	

(2) 提出期限:随時受付(最終受付は3月末となります。) 提出先:教育委員会学事課

※お子様が別々の学校(小学校と中学校など)に在学する場合は、お子様ごとにそれぞれ申請書の提出が必要です。

※認定審査結果は申請から一か月ほどでお知らせします(書類等に不備がない場合)。

5 申請に関する注意事項

- (1) 今回認定となった方については、その後の収入について継続の申請をし、再び認定を受ける必要があります。詳しくは審査結果の決定通知書に同封しますのでご確認ください。
- (2) 今回認定されなかった方については、今後の収入が今回ご提出いただいた期間の収入よりさらに減少した場合、再申請によって認定になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- (3) 子ども就学支援給付金申請後に、転居や家族構成に変更等がありましたらすみやかに学事課までご連絡ください。
- (4) 申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず給付金の対象となりません。
- (5) 通常の就学援助についても随時申請を受け付けております。申請を希望する方は、申請書と収入の証明ができる添付書類を学事課、または学校までご提出ください。なお、年度途中の申請の場合は認定月＝申請月となります。詳しくはお問い合わせください。